

# **職業訓練の実施等による特定 求職者の就職の支援に関する法 律施行規則の一部を改正する省 令案要綱**



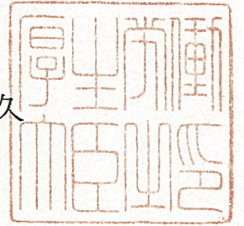
厚生労働省発能0329第2号

平成28年3月29日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱  
(職業安定局関係)

第一・二 略

第三 職業訓練受講給付金の改正

職業訓練受講給付金に寄宿手当を新設し、特定求職者が認定職業訓練等を受けるため同居の配偶者等と別居して寄宿する場合に、給付金支給単位期間当たり一万七百年を支給するものとする。 (第十二条の二関係)

第四・五 略

第六 施行期日

一 この省令は、平成二十八年十月一日から施行すること。ただし、第一の一部及び第四は同年四月一日から施行すること。

二 略

三 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。